

東京都教育委員会いじめ総合対策の概要

東京都教育委員会いじめ総合対策

～「東京都いじめ防止対策推進基本方針」に基づき策定～

【目的】 東京都教育委員会・区市町村教育委員会・学校の対策の一層の推進

【対象】 公立学校

ポイントⅠ 教員の指導力の向上と組織的対応

《学校一丸となって取り組む》

ポイントⅡ 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す

《被害の子供を守る》

ポイントⅢ いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

《周囲の子供に働き掛ける》

ポイントⅣ 保護者・地域・関係機関との連携

《社会総がかりで取り組む》

【4つの段階に応じた具体的な取組】

I 未然防止

- 教職員の指導力向上と組織的対応
- いじめを防止し、見て見ぬふりしないための取組

II 早期発見

- いじめの見える化① ～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～
- いじめの見える化② ～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～
- 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
- 保護者・地域との連携

III 早期対応

- 学校いじめ対策委員会を核とした対応
- 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組
- 所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携

IV 重大事態への対処

- 被害の子供の保護・ケア
- 加害の子供への働き掛け
- 所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携
- いじめ防止対策推進法に基づく対応